

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク
研究活動助成事業審査細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワークの事業として実施する研究活動助成事業（以下「研究事業」という。）のテーマの採択に必要な事項を定めるものとする。

(理事会の役割)

第2条 理事会が研究事業の実施、採択に関する審議を行う。

(議長)

第3条 理事長が議長となり審議を行う。

(審議内容)

第4条 以下の事項を審議する。

- (1) 助成する研究事業の募集テーマ
- (2) 助成する研究事業の採択
- (3) 助成する研究事業の助成金額の決定
- (4) 助成する研究事業の助成期間の決定

2 前項は助成予算を考慮して決定する。

(議決)

第5条 出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(議決結果の開示)

第6条 議決結果は助成対象者以外には開示されない。

(事業報告)

第7条 研究事業の実施結果は、1回/年総会に報告する。

附 則

- 1 この細則は、理事会の議を経て変更できる。
- 2 この細則は、法人の成立日から施行する。